

議 長 受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を許します、登壇願います。

6 番 井 上 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、町の工事等の契約におけるプロポーザル方式の影響及び評価、職員の分限と懲戒処分の実態について。

要旨。(1) これまで町民文化センター改修工事、松田小学校建築工事など、大規模事業においてプロポーザル手法による工事請負や建築設計、及び工事の施工契約が行われています。プロポーザル方式によってそれぞれの事業についてどのような影響、または成果があったのか伺います。

(2) 令和元年度の町職員の人事行政の状況では、職員の分限処分者数12人、懲戒処分者数8人となっています。これは平成29年度以前と比べ、大幅に増加をしています。そこで令和2年度の町職員の人事行政の状況では、分限及び懲戒処分者数は何人か。令和元年度及び2年度の処分について、どのような理由、内容、状況で処分されたのか伺います。

町 長 それでは井上議員の御質問に順次お答えをいたします。まず初めにプロポーザル方式については、事業者から事業に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、提案書をもとにヒアリングを実施した上で、審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した事業者を選定する方法であります。

御質問のありました町民文化センター改修工事と、松田小学校校舎建設工事の実施につきましては、御承知のとおり公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行ったもので、一般競争入札や指名競争入札などの価格のみによる選定方法とは異なり、事業者の企画力、提案力、技術力、経験等を確認、審査の上、最優秀提案事業者を選定したものでございます。

次に事業実施の手順について、一般競争入札や指名競争入札による事業者と、プロポーザル方式により選定された事業者を比較して説明を申し上げます。例えば一般的な事業を実施するには、まず調査を行う調査費が生じます。その結果をもとにした基本設計、実施設計などの設計費、その後工事費、工事実施に当たっての監理費があります。それぞれの業務によって受注者が異なることや、それぞれの業務の経費もかかることから、町の負担も多く、また工期も長くな

ることが従前の方法でございます。

一方、プロポーザル方式については、一般的なことを申し上げますと、先ほど説明したとおり、調査、設計、工事、監理を一括で発注することにより、受注者が縦で並ばず、横のつながりによって連携が円滑となります。したがって一括して発注するため、事業者が培った能力とノウハウを活用した高度な提案をいただくことが想定できるとともに、設計段階から施工者が協議に参加することができるため、事前に現場で発生することが予測される課題を、先行して検討することが可能となり、工期の短縮や経費の圧縮及び行政の事務の簡素化を図ることが見込まれる。また価格だけの審査ではなく、企画提案や取組体制等の技術提案も含め事業者を選定するため、よりよい企画内容や業務を遂行することができる事業者を選定できるほか、企業としての理念、安全対策、環境への配慮などがございます。

さて、御質問ありましたプロポーザル方式によるそれぞれの事業への影響、または成果について御説明させていただきます。まず町民文化センター改修工事のE S C O事業におけるプロポーザル方式による成果につきましては、一括発注をしたため、事業者が培った能力とノウハウを活用した高度な提案により、省エネルギー改修に係る調査結果をもとにした設計施工により、規模に応じた機器の納入ができるなど、工期の短縮を行うことができました。また業務を一括発注したことにより、おのこの事業経費が圧縮できております。

次に、松田小学校建設工事におけるプロポーザル方式による成果につきましては、設計段階から工事を担当する事業者と打合せすることができ、設計者と発注者の意図を酌み取った子供たちのためのよりよい校舎建設工事を進めることができっております。この校舎建設工事の諸経費につきましては、本来ならばこの諸経費というものは、現場管理費と一般管理費というのがございます。現場管理費は現場を管理していく上で必要な経費をのせるものでございます。一般管理費というものは事業者の経費となります。今回このような建築につきましては、一括発注というスケールメリットを生かし、おのこの業務の経費が圧縮できております。また、一般的な業種ごとの契約手順で実施すると、設計事

業者が決定して設計図面が完成した後に施工業者を決めることになるため、今回のような木造建築としております松田小学校では、施工事業者決定後、木材の調達を行うこととなり、木材の発注に関しても特殊な材料を使用するため在庫があるものでもなく、受注生産となります。よって発注後、加工に至るまでの間、木材の性質上乾燥させる期間が必要なことから、納期に時間がかかる分、工期が長くなり、一般的な手法では時間等が増加することが明確なことであります。このためプロポーザル方式を採用したことにより、設計の段階からある程度のサイズが判明したため、材料の手配がスムーズに行われ、特に時間のかかる木材については、通常よりも短い納期となり、当初予定どおりの工期が実現し、少しでも早く児童や地域の方々々に使用していただくことが可能となっております。

次に、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。初めに地方公務員法では分限及び懲戒の基準の規定があり、分限処分は職員が職務を十分に果たして得ないことを理由とする処分で、降任、免職、休職、降給の4つがあります。これら分限処分は公務能率の維持及びその適正な運営の確保を目的とするものでございます。次に、懲戒処分は職務上の義務違反に科される制裁の処分であり、戒告、減給、停職、免職の4つがあります。懲戒処分は職員の道義的責任を問う処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持することを目的とするものでございます。このような処分の対象となるのは、町職員、会計年度任用職員、任期付職員など、一般職の地方公務員のみが該当いたします。以上の処分について、原則3回開催される町考査委員会に対して、町長が、私が諮問を行い、委員会はこれを審議した意見を付して答申を行い、最終的には町長が決定する手順となっております。

それでは、御質問の処分件数と内容について、順次お答えをいたします。令和2年度は分限処分が1名、懲戒処分が6名となっております。続いて令和元年度の処分内容について報告いたしますと、分限処分が12名、懲戒処分が8名であります。

分限処分12名は延べ人数でありまして、実数の数は5名となっております。

全て心身の故障を事由とする心身故障による休職でございます。心身の故障により職務に耐えられないため、町職員としての身分を保持したまま療養を行うための休暇取得を命じるというものになります。休職辞令を交付し休職を命じる形になりますが、職員本人からの診断書の提出、つまり本人の希望を含めて休職を命じるので、職員の意に反する免職や降任とは趣旨が大きく異なります。なお、これら職員においては、休職中の療養により、5名中4名が復帰し、1名が自己都合により令和2年度末に退職しております。

また懲戒処分8名の内訳は、戒告1名、訓告7名となっております。戒告についての内容は、町民への対応等の不備があり、町民に不信感を与えたことによる処分でございます。また訓告は地方公務員法に基づく懲戒処分には該当しませんが、将来にわたり同じ誤りを繰り返さないよう、職員の資質の向上を目的として、説諭や注意喚起を意味するものでございます。訓告の内容は、議会運営に支障を来した者が6名、町民への対応等の不備があり、町民に不信感を与えた職員への監督責任によるものが1名。そのうち文書での訓告4名、口頭による訓告が3名となっております。

次に令和2年度の内容を申し上げます。分限処分の1名は、心身の故障を事由とする心身故障による休職でございます。なおこの職員も休職中の療養により、その後、通常業務に復帰しております。懲戒処分の6名については、全て一般服務違反であり、内容といたしましては、円滑な議会運営に支障を来したことや、事務処理に不手際があり、町民に御迷惑をおかけしたことなどでございます。懲戒処分の内容は、戒告4名、減給2名となっております。いずれにしても町の信頼、信用を失墜させる行為であると判断した結果となっております。

なお、令和2年10月号の「広報まつだ」に掲載いたしました令和元年度に分限処分については、延べ人数で報告させていただいております。神奈川県内の市町村においても、分限処分は実人数で報告しておるようですので、今後は本町も実人数で報告するように統一させていただきます。また懲戒処分についても、今回に限っては懲戒の対象とならない訓告までを含めて公表し、町民の皆

様に御心配をおかけいたしました。こちらについても今後はこれまで同様、懲戒の対象に含めないよう改めさせていただきます。

地方公務員法では全ての職員は全体の奉仕者として、公共の利益のため勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されております。公務員を取り巻く社会的環境や町民の皆様のご目も、当たり前のごこととして年々厳しくなっており、職員にも常に公務員としての役割や責務についての自覚を持たせるため、役職別に研修を行い、公務員倫理などを含めた職員研修や人事評価制度の活用を行い、また併せて職員の心身の健康管理も重要な責務と捉え、庁内に衛生委員会を設置し、全職員のストレスチェックや健康診断の推奨や、また産業医との面談などを行い、早めのケアを行ってまいります。社会全体に目を向けますと、多様な行政課題に対処できる職員を育てるためには、原則常に現場に出向く、現場での経験を積むことの大切さを徹底して指導し、デスクワークから現場ワークへの意識を高め、町民との顔が見える環境づくりと経験を積ませることを重点とした育成マニュアルを策定し、今後どのような時世でも対応できるよう、職員の育成を図ってまいります。以上です。

6 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず1点目のプロポーザル方式の影響の関係でございます。町民文化センターE S C O事業の件でございますね、これは改修工事であると。ただ目的がE S C O事業では光熱水費の削減、排出CO₂の削減という目的があります。ただ内容はですね、既存の町民文化センターの改修工事であるというふうに理解をしています。改修工事をプロポーザル方式を採用をして執行するということはですね、今回事故繰越しということでありましたように、アスベストが含まれることが判明したためですね、工期を変更したというふうに聞いております。

このように建築物の改修をE S C O事業者を対応させたため、やはりこの改修とかですね、建築の専門の設計会社が含まれていないということで、前者の一般質問にもありましたように、このアスベストの状況でですね、大分多大な処理経費は発生すると思われま。そういったところで、やはり専門の設計会

社がですね、起きたのではないか。実際に町民文化センターの建設当初の設計会社はまだ横浜市にですね、そのままあるというふうなことも聞いております。そういったところに含めた中で、対応、改修工事の設計等をですね、行うことによって、今回のような事故繰越し等はなかったのではないかなというふうに考えます。それについてどうなのか。

また、アスベスト判明後の工期の変更はですね、変更契約書を見せていただきましたが、工期の変更のみの変更契約であるということで、このプロポーザル先行の方法がですね、契約行為で工期だけで、金額の変更はないということは、どの程度かかったのかは変更契約の中からは金額がうたわれてない以上、幾らなのかということは分かりませんが、どのぐらいかかったのか。またこれはですね、もしその部分を会社の中の利益等で対応したということであればですね、この契約行為における競争入札の原理がですね、損なわれている。やはりプロポーザル1者でのですね、影響部分として、本来競争入札によらない部分の利益というものが、その部分で賄われているのではないかなというふうに想像してもですね、仕方がないのかなというふうに思います。そのアスベスト処理の経費がですね、当初の契約金額に含まれていたのではないかなというふうに考えますが、これについてはどうなのか、お伺いをいたします。

教 育 課 長 御質問は、アスベストの経費が事業費に含まれているかどうかということによろしいでしょうか。

6 番 井 上 その経費が幾らぐらいなのか。

教 育 課 長 はい。当初の事業費には含まれておりませんでした。経費としましては約300万円、300万円の経費がかかりました。

6 番 井 上 アスベスト処理費がですね、変更契約後のですね、金額の内訳として300万円というふうに今回答がありました。それは本来ですね、当初の契約でいけば、文化センターのE S C O事業、契約金額が1億5,100万円でありますので、それを300万円過大であったというふうな理解でよろしいでしょうか。

教 育 課 長 過大ではなく予測をしていなかったものでございますので、企業の努力によって、契約金額の中で収めていただいた経過がございます。

6 番 井 上 300万円を企業努力で収めていただいたということですが、なかなかそれはですね、やはり民間企業でありますよね。それをどういうふうな形で収めたのかというところが、本来のやはり町の公共事業で行う部分というのは、その事業の質の確保も重要だとは思いますが、やはりその以前にですね、やはり町民の税金を使って、また補助金等があればですね、国の、国民の税金を使った中でのそういった公共事業であるから、やはり競争入札の原理というものが優先をしないとイケないのではないかとこのように考えます。ですので、こういう改修工事はですね、松田小学校も次にありますけれども、そのアスベストの含まれてる処理の対応については、十分慎重にしていかなければいけないのかなというふうに考えています。

2点目ですね、松田小学校の建設工事です。町民文化センターのE S C O事業は、当初はですね、単年度事業ということで、プロポーザル選考のあとにはですね、1億5,100万円の工事請負契約の締結ということですが、松田小学校についてはですね、3か年の事業ということの中で、プロポーザル選考の結果ですね、協定書をもとに契約を、協定書を締結し、それについてですね、債務負担行為の議決を、予算の議決を受けたというふうに理解しています。この協定書にはですね、金額の明示があったのでしょうか。

教 育 課 長 協定書には金額の明示はなく、契約書のみ金額の明示がございます。基本協定の中で…金額の明示はございました。すみません、ちょっと資料を探すのが…（私語あり）令和2年9月19日に変更協定書を結んでおります。金額ですか、はい。31億5,500万円以内ということとするというような明示をしております。協定書の中ではそういった明示をしております。

6 番 井 上 ありがとうございます。31億5,500万円という協定書でですね、その協定書の中に金額が明示されていたということであればですね、日付と相手方、もちろん松田町もその中にやはり署名捺印をしてある、印鑑が押してあるわけですよね。そうするとですね、それは一般的な概念から言うと、契約書に当たるんじゃないですかね。そうするとですね、これちょっと確認をしたいのは、そういうプロポーザルということで、それを協定書の中で契約的な行為を行っている

ということは、議会承認を受けない協定書でそういった契約行為をしているということにみなされるのではないかなというふうに考えますが、担当のお考えはいかがでしょうか。

議 長 出ますか。

政策推進課長 私のほうからちょっと回答をさせていただきます。この件につきましては平成30年にですね、神奈川県教育委員会を通じ文部科学省に問合せを行ったところでございます。この協定書は契約書とみなすかどうかという回答をそこから頂いているところでございます。そのためですね、今回の協定書は契約書とみなさないと回答を頂いておりますという文部科学省からの回答を頂いているところでございます。そのため議決事項とならないため、協定締結前に議会全員協議会で御報告、説明をさせていただいたということで、締結後も速やかにその旨を報告するという形で進めているところでございます。以上です。

6 番 井 上 それは文科省のほうに問合せをしたと。みなさないということだけではなく、どういった理由でというところをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。どこが、誰が問い合わせたの。文科省には。

議 長 確認しますか、暫時休憩して。暫時休憩とします。その間に確認をお願いします。
(14時10分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。
(14時18分)

教 育 課 長 先ほどの件なんです、不確定な要素の金額では契約とはみなさないという国の指導を受けまして、そういった協定書と…。

議 長 大きな声で、はっきりお願いします。

教 育 課 長 不確定な要素の金額は契約とみなさないということで国から指導を受けましたので、そういった協定書の表記とさせていただきました。

6 番 井 上 不確定…どこが不確定なのかよく分かりませんが、31億5,500万円というのは明確なんですよ。そこのところがなぜ文科省のほうの回答ですか、それが不確定と言われたのか。町はその金額を、じゃあ全協でも提示し、相手方との協定を結んでいるんですけども、町はそれは不確定だというふうな説明を文科省にしたんですか。

教 育 課 長 先ほども答弁しましたが、協定書の中で31億5,500万円以内という表記でござ
います。その部分が不確定なということで確認をしたものでございます。

6 番 井 上 そこは、協定書を国の、文科省のほうで見せた際は、内容を口頭または文書
だけではなく、その協定書の写し等も提出をして確認をされたということによ
ろしいでしょうか。

教 育 課 長 協定書に、金額してる額は予算額で計上をしておりますので、そういったこ
とで示した上で、上限として計上しておりますので、示した上で聞き取りをし
たところでございます。

6 番 井 上 それは予算額の話で文科省としたということで、実際の協定書について文科
省と話をしたのではないというふうに理解しましたが、そういったことによろ
しいですか。予算上の話を文科省としたので、まだ予算でしか固まってないん
で、それは不確定な数字だというふうに文科省としては理解したのかなという
ふうに私は感じますが。協定書で、協定書というのは松田町だけではなく、相
手方の当然社印等を押した正式な文書ですよね、契約書ですよね。であればで
すね、それを見せて文科省がですね、どこが不確定なのかよく私は分からない
ので、先ほどから質問をしているんですけども。それを見せてですね、文科
省は不確定な数字だと。多分先ほどの課長の説明ですと、31億5,500万円以内
という金額があるんで、その「以内」が不確定な数字というふうに捉えたのか
ね。でもそれは逆に言えば、町とプロポーザルの受注会社との間で限度額と、
最高額が31億5,500万円ですよという取決めなわけですよ。それを見せてで
すね、文科省のほうに見せて、いや、これはでも不確定ですと言われたんであ
ればですね、これについてはそれ以上言いませんけれども。今の課長の説明で
すと、何か予算上の話だけをされて、文科省のほうに問合せをしたというふう
な経緯に思いましたが、いかがでしょうか。

教 育 課 長 上限額ということで以内ということで。

6 番 井 上 協定書は見せましたか。

教 育 課 長 正式なものを見せておりませんが、確認した上で回答いただいたものでござ
います。

6 番 井 上 文科省の確認というのは、先ほど政策推進課長が言われましたけれども、それは本来の確認ではなかったというふうに私は理解します。そうしますとね、町長ね、これはやはり31億5,500万円の協定書は議会の議決を受けていないと。工事請負であり、例えば委託とかですね、5,000万円以下の請負であればですね、それは議会承認いらないんですけども。それに私は該当すると思いますが、町長のお考えをお願いします。

町 長 遠藤課長もですね、もう本当にもう毎日毎日一生懸命頑張ってもらって、多分言葉が多分思いつかなかっただろうなと思います。先ほど来言われてるように、確かに文科省に行って、どうか話をしましたというのは私も聞いてませんので、恐らく電話でのやり取りだったんじゃないかなろうかなと、あくまでも想像ですけどもね。そういったことは多々あるものですから、やらせてもらった結果だと思います。ただ、そこに今回の31億5,500万の分は、補助金を様々なところに取りに行くために、正式な契約は分割して契約をしていくというのはもう何遍も説明をさせてもらってると思います。ですから今回の協定書の中では、31億5,500万を上限にというか、その以内でこれから事業やっていく上に当たって、これはいかがですかというようなことを多分お話ししたところ、そういったことであればこれは契約書にはなりませんというふうな回答が来たというふうに私は理解しておりますので。これを契約書のようにですね、かちっと決まったような内容ということでないというふうに理解をさせてもらえますから、議会の皆さん方にはですね、全員協議会でお示しをしたこの債務負担行為の根拠になるこの金額だけでやらせてもらってるということであるというふうに考えてます。以上です。

6 番 井 上 はい、ありがとうございます。一応そういうことであればですね、今回の私の一般質問の1点目のところはですね、プロポーザル方式の影響ということであります。そこで松田小学校の建築工事につきましては、今も31億5,500万円という協定書の金額が出てきました。それでさまざまなそれ以降の債務負担行為とかですね、に進んでいるわけなんですけれども。先ほど前者のほうも一般質問の中で、アスベスト撤去費がですね、さらにこの31億5,500万円にプラ

スした追加事業ということで、アスベストのほうの解体工事がですね、1億3,000万円プラスになるというふうに以前に説明がありました。これについては、先ほどの前者の答弁等を聞いている中で、どこの時点で、ちょっと担当課長と町長の前者に対する一般質問の中での答弁が違ったんですけれども。これをですね、除いて…町長の答弁はアスベストの撤去費は除いて一旦出してくださいよということを説明されたと思います。教育課長のほうはですね、プロポーザルの選考の際に、そういう回答…質問がなかったというふうな説明だったと思いますが。以前に聞いたところではですね、やはりプロポーザルの中で参加事業者からそういう問合せがあったというふうに聞いています。それですね、やはりこのプロポーザル方式のよる部分というのは、そういったところですね、やはり専門のこれだけの31億、30億を超えるですね、大型事業であるですね、なかなか細かいところ。本体工事についてはやはり補助金等を受けて木造3階建て校舎等を含めたですね、事業だということいいんですけれども。解体工事等も全部含めてですね、総体事業費の中でやると。またそのプロポーザル方式の中でやっていくんだということですね、今回のようなミスも出ますし、議会のほうでも一旦30億ということで、全体事業費としては認識をしていたわけですが、アスベストの処理費がありましたという一言だけで、そこで今まで議員として町民の方々にも30億という説明をしていたのが、ぽんと1億3,000万円跳ね上がってしまうというふうにも考えます。これは先ほど町長の答弁、担当課長の答弁等含めてですね、どの時点でのミスであったのかですね、回答をお願いをしたいと思います。

町 長 先ほどもちょっと申しましたけども、先ほどの答弁の私と課長さんとのね、違いに関しては、多分課長さんはちょっと失念されてたんじゃなかろうかというふうに思ってますので。プロポーザルの募集をかけたときに、業者さんから提案をいただいたとき、提案いただく前の質疑応答のときにはですね、井上議員がおっしゃられるとおりに質問がありました。それに対して先ほど私が話をしたような格好で回答させていただいて、一律同じ条件の中での金額提示をしていただいたというような流れであります。ですから、もともと工事が多少な

りですね、アスベストが入っているというようなのは想像してスタートしておりますけども、このようなですね、多額な費用が追加するようなことが判明したのは、業者が決まって、業者さんとプロポーザル方式ですからね、方式の中で業者さんが決まって、これからしっかりと設計をやっていくという段階での調査の時点で我々としてはそれに気づいたというふうなことでありますので。先ほどちょっと話をしたような手順で今現在流れてるというふうに御理解いただきたいというふうに思ってますし、このアスベストの関係についてはですね、今現在どうして工事が着工できているかという、不手際のところもありましたけども、議会の皆さん方にはその都度その都度、大金ですからね、承知をしてもらうために説明も申し上げさせていただいてるのは御承知のことだと思います。それに約、このアスベストの関係に今クローズアップされておりますけども、そのときもですね、当然補助金が、そのプラスアルファの補助金をしっかりと担保できてますと。町民の方々への負担も逆に減ってますというようなことの設定の中で承知してもらったことだというふうに私どもは認識しております。もう本当に財政のことはね、井上さんよく御存じですから分かると思っておりますけども、初め約4億ぐらいの国庫支出金、補助金のところで債務負担行為で約28億ちょっとということで多分認めていただいた。そこからすると、今現在13億ほどの補助金をもらえるような状況になったということに対して、本来ならば後輩である職員に、お前らよく頑張ったななんて言ってもらってもいいかなぐらいのことではなかろうかと思ってるところもありますので、そこはこのアスベストがどうこうというよりも、全体の中でですね、町民の方々の負担を本当に減らしてきているという事実に関しては御理解いただきながら、いろんな建設的な御質問いただければというふうに思います。以上です。

6 番 井 上 そうですね、補助金、財源内訳の中で一般財源減少するというのがですね、やはり町民の税金をですね、有効に使うため、かつすばらしい松田小学校の校舎でですね、これからの松田小学校で学ぶですね、子供たちのためにはですね、すばらしい校舎ができることが有用だと思います。なおかつですね、やはり町民の税金を使う中で、本当に1円といえどもですね、やはり財政的な効果を追

求をしていくというのがですね、私たち議会に求められた責任でもあるというふうにも思っています。

そこでですね、プロポーザル関係、最後になりますが。先ほどの町民文化センターのアスベスト処理費、300万円余計にかかったんですけども、内部処理で対応してもらったと。そういったことがないようにですね、今後ともですね、やはりこの校舎解体工事については、随契ではなく、やはり競争入札でいくべきではないかというふうに考えます。当然、前に校舎の現地調査を、現地視察をですね、させていただいたときに、そういった解体工事のアスベストの処理過程というのも説明を受けました。それが一番優れているのかどうなのか、安全性も含めた中でですね、解体工事の工事契約については競争入札で、やはり一般財源をなるべく少なく支出をする方向性というのを持つべきではないかというふうに考えますが。これについてはですね、まだ業者選考委員会というのはこれからというふうにも思いますが、その辺いかがでしょうか。それと、選考委員会は委員長が副町長だということで、選考委員長のお考え、町長のお考えをですね、プロポーザルの最後の質問といたします。

副町長 それではじゃあ選考委員会の委員長としての話をさせていただきます。まずこの随契にするか競争入札にするかというのは、これ選考委員会の考えではなくて、まずこれは町の執行者、執行側としてのまず考えだということはあると思います。選考委員会としてはですね、その上がってきた業者さんですね。指名競争入札にするのか、随契でいくのかということも含めてですね、審議をしていくというのが選考委員会のまず役目だといったことはちょっと御承知ください。その中で私、両方の立場でもありますので、なかなかこの意見しづらいところもあるんですが。やはり副町長としてはですね、プロポーザルにしたというところで、そこまで一括して提案して受けたというところについてはですね、そこだけ競争入札としてやっていくところがいかななものかというところがございまして。それでやはり経費の問題、またあと出合い丁場というところの、工事のですね、現場の出合い丁場というところにも今後かかってくるのが考えられます。これ完全とは思いませんけども。やはり工事ですね、工期という

ことを考えると、並行してやる部分も出てくると思うんです、今の整備工事としてでもですね。やはりそういうところも検討していかなければならないかという事は考えております。それとやはり段取り、別の事業者さんが入ってできないことはないんですが、やはりその辺の段取りに対する経費ですね、諸経費等もかかるのではないかと。この辺もその執行の際にはですね、比較設計というのは当然やらなければならないということは考えられます。ですからそのような総合的なことを考えた中で、執行はしていかなきゃいけないと考えますけどもこれはまああくまで全くの私見ですが、随契という形がそれらのことを考えるというようなどころもあるのではないかなというところで今は考えております。以上です。

町

長 ありがとうございます。私的にはですね、本当に、私の経験上、今回外壁に入ってる塗料を、コンクリートに吹きつけた塗料をですね、剥がしながらやっていくという工事は正直初めてなんですね。全国でもちょっとすごく例がない事業のようです。例がないというか、例が少ないということでね、少ない事業のようです。ですので、やっぱりアスベストの飛散というのは、アスベストの撤去は当然、木毛板だとか屋根裏だとかいろんなものをちょっと現場でやって、最終的にブルーシートで閉めて、特別管理処分場に持って行ったりだとかという経験は当然ありますけども。非常にそういった面でいくと厄介な事業であるのは間違いないです。ですから、こういった事業をやれる、ある意味協力業者さんというものが、こういうものはですね、もう組合ができちゃってて、意外と組合の単価でどこの人に頼んでも似たような金額が出てくるというのはもう非常にあるところなんですよ。ですからその中でも、私も井上議員と同じで、1円でも安くっていうのはもう本当にキャッチフレーズみたいなこともありますので、そういった格好の中で、業者を最終的には一般競争入札とか普通の競争入札にするに当たっては、1円でも安くというふうな思惑もあられると思いますけども、やっぱり見積りをしっかり取ってですね、要は他社と比較して、経費の面とか何とかって、今ちょっと副町長もおっしゃりましたけど。その辺で最終的には選考委員会のほうで決めていただくような流れになるというふう

に思っています。ただ、ここで言えるのは、我々としても税金の無駄遣いということじゃないですけども、税金をいかに外に出るお金を減らして発注できるかというふうなことは、しっかりと念頭に置いて対応してまいりたいというふうに考えてます、以上です。

6 番 井 上 はい、ありがとうございました。一応そういうふうな方向性をですね、回答を頂きました。本来ですね、このアスベスト撤去作業というのは、プロポーザルの選考過程ではですね、それは含まれていなかったというふうに考えますので、工事契約行為等についてはですね、今の回答を頂きましたので、そういった中で慎重にですね、進めていただきたいというふうに思います。

次にですね、2点目の分限及び懲戒についてということに移りたいと思います。先ほどですね、町長の答弁の中で、令和2年度の結果というのがですね、広報ではですね、令和元年度までが示されておりましたが、令和2年度は分限処分が1名で、懲戒処分が6名という回答を頂きました。これはですね、平成28年度まではですね、分限及び懲戒については0人、0人で推移をしてきたものが、平成29年度は分限2、平成30年度は分限5、令和元年度で分限が12、懲戒が8というふうに順次漸増をしていると。漸増ではないですね、令和元年度はもう急増していつているということに鑑みてですね、どういうふうな実態なのかということをお伺いをしたくてですね、一般質問とさせていただきました。

この中でですね、やはり今の時代、松田町役場だけではなくですね、どうしてもこの中でやはり心身の故障ということで、先ほど町長答弁の中でも、心身の故障。分限処分の中、実人数では5名なんだけども、その全てがですね、心身故障だということです。これらに対してはですね、町のほうの部分は審査委員会の中でですね、対応していくということで、この5名、令和2年度は5名の職員に対して休職辞令を交付をし、休職を命じたという答弁がございました。その中でですね、町の審査委員会のメンバーはどういうふうなメンバーなのか。休職辞令を交付し休職を命じたということですが、この休職辞令の中です、期間というのは、人それぞれによって違うのか。それとも一律3か月とか6か月というふうな、ある程度決まった期間の休職辞令なのかをお伺いを

したいと思います。

総務課長 井上議員の御質問のまず第1なのですが、考査委員会の組織としましては、委員長は副町長をもって、委員は教育長、参事、それから総務課長をもって充てるような形でやっております。

それから2点目のですね、心身の故障に関する休職期間でございますが、こちらは診断書が提出されておりますので、その診断書の期間内で一応申請休暇期間を決定するような形になります。以上です。

6番井上 はい、ありがとうございます。そうしますとですね、令和2年度ですけども、どの程度の期間なのかなというのがですね、ちょっと…じゃあその診断書の中で、何か月の療養を命ずるというふうな診断書が出ているとですね、もうその期間というふうに理解をしてよろしいのか。そうしますとですね、分限処分が12名あって5名というのは、大体半年以内がその診断書の期間で、それに伴う休職辞令が出されているというふうに理解すればよろしいですか。

総務課長 令和2年度はあくまでも…ごめんなさい、令和元年度は延べで12名で、実数は5名でございますので。はい、その期間内で5の方が対象となっている形でございます。

6番井上 そうするとですね、5名のうち3名以上は3回診断書とかですね、町の考査委員会の諮問を受けたというふうに理解すればよろしいんですか。

総務課長 考査委員会は先ほど町長の答弁にもございますが、原則は年3回なのですが…。

副町長 そうです。延べでいって、実際には5人ですっていうんですけども。やはりその診断書で、療養を要するという期間の中で、一旦は期限はありますけども、またやはりちょっとまだしっかりと復帰ができないという職員についてはですね、再度療養を診断として提出するということがございますので、そういった意味で延べ人数と実際の人数が少し変わってくるということで御理解ください。

6番井上 大体期間についてはそういった説明の内容かなというふうに思います。

その次にですね、処分の内容でですね、町長答弁の中では、訓告の内容ということで説明がありました。議会運営に支障を来した者が、これは元年度です

ね。元年度、議会運営に支障を来した者が6名ということで、ちょっと私の理解としてはですね、議会運営に支障を来されたことはないのではないかなというふうに思いますが、6名もいるということで、これはどういった内容なのか。もちろん答えられる範囲で構いません。またその次、令和2年度もですね、円滑な議会運営に支障を来したというふうにあります。あまりですね、議会の職員の訓告を受けるような内容の中で、議会運営にそんなに支障を来されたというふうには理解をしていないんですけれども。内容的に説明ができましたら、お願いをしたいと思います。

総務課長 ただいまの井上議員のご質問です。訓告の内容でよろしいでしょうか。ちょっと具体的にはちょっとなかなか申し上げられないんですが、議会の議案の関係でちょっと不手際があったということがですね、ございます。それで議会の進行をちょっと遅らせた、円滑な進行を支障を来したような形でございます。それから訓告につきまして、議会関係につきましては、主に議案の関係でございます。

令和2年度のほうにつきましては、懲戒処分につきましては、こちらもやはりですね、議会の関係で、議案の中でちょっと誤りがあったということで、ちょっとそれで議会運営に支障を来したということで、ちょっとそれ以上具体的に言ってしまうとあれなんで。すみません、以上です。

6番井上 私、議会の都度ですね、様々な議案とかですね、資料等が送られてきます。そういったものの差し替え等はですね、何回かあったかというふうには思いますが、それをもってですね、訓告とかですね、懲戒処分。令和2年度はさらにその中で戒告4名、減給2名というふうになっています。戒告、懲戒処分、令和2年度の懲戒処分の円滑な議会運営に支障を来したことの中に減給者が入っているかどうかというのは分かりませんが、でも、このですね、表記をですね、こういうふうには議会運営に支障を来したのではなく、ほとんど今は議案の発送等の話だと思うんですけどもね、それは、町長が上程をする議案に対して適当な処置ではなかったというふうには理解をしたいと思います…ちょっとこういうふうにはですね、先ほど議会運営に支障を来したというのは、じゃあちょ

っと議会に大分迷惑をかけて、そういった者たちが訓告、懲戒の対象になったのかというふうに一般町民のほうは理解をされてしまうというふうに思います。こういった内容は、人事報告でしたっけ、それには載らないとは思うんですけどもね、ちょっとその辺の部分で、そういった私の理解でよろしいかどうかをお伺い、確認をいたします。

町長 本当にかう、細かく話ができないというのはありますけども、元年の件は、元年度分についてはですね、齋藤議員から御指摘を頂いた件です。令和2年度の分については、寺嶋議員から指摘を頂いた件ね、決算のときに、その件でございます。ですので、井上議員がおっしゃられるように、あっちゃいけないことですけども、ちょっと議案の差し替えとか、ああいったことでの処分はしておりませんので、それを思い出していただければいいかなと思います。以上です。

6 番 井 上 その部分についてはですね、理解をさせていただきました。

それではですね、時間も少ないんですけども、今回ですね、一般質問の中で分限、懲戒のほうの質問をさせていただきました。これはですね、最近新聞報道でもされています、県内の市でですね、議会も今取り上げつつあるというパワハラ問題というものがあり、これらの処分というのは、こういったものに当たらないのかどうなのかということが1つの一般質問の出発点でもありました。そういった中でですね、ちょっと何点かお聞きをしますが、そういった町の職員の勤務体制の中で、ちょっと二、三行われていることがですね、これは適正なのかどうなのかということを確認をしたいと思います。

町において、監査委員のほうからですね、決算審査とか定期監査が行われておりますが、その中で令和元年度決算審査につきましては、監査委員の講評としてですね、総務課宛てですけども、時間外勤務については、職員の体調を含め、適正に管理されたいという決算審査の報告があります。また、令和2年度の定期監査については、全般として、多分この決算審査の結果がですね、徹底をされていないという中でですね、監査委員の報告では、時間外勤務をさせるのであれば、時間外勤務命令を出し、労務管理上適切に対応されたい。適正

な対価を払い、適正な休暇を与えることが基本であり、職員の健康管理としても毎日のように時間外勤務をさせるべきではない。総務課宛てとして、全庁的に職員の実際の帰庁時間と時間外勤務命令簿とで相違があり、時間管理担当者としては、労働基準法を遵守し、適切に管理されたいというような監査委員からの指摘があります。これをですね、先ほどのパワハラ等に該当させないためにもですね、これらの監査委員の指摘事項について、どのように対応されているのか、町長、副町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

副町長 ありがとうございます。時間外勤務というところが、非常にやはりどこの企業も含めてですね、問題になっているようです。特に行政というところにつきましてはですね、非常に時間外がですね、各職員さんも悩むところがあると思うんです。やはりそれはなぜかという、奉仕という部分もございますのでね、どこまで適正に時間外で対応するのかというところの迷いもあるかと思えますけども、やはり今の中では、健康管理も含めた中でですね、しっかりとこれは管理していかなければならないという中であります。

その1つ、事例といたしましてはですね、各課長から課員の時間外、当日ですね、当日の時間外について私のほうに報告が来ます。その報告をもった中でですね、私のほうで確認をした中で時間外というのをやっていただく。そのときやっちゃ駄目だとか、そういうことではございません。どのような理由で、私のほうも何時までには帰庁しなさいというところで、それは健康管理というところもございますので、あまりやらせ過ぎても困るというところがございます。

ただ、やはり実情をお話ししますと、職員の方々も結構責任感が強くてですね、無理にちょっと時間が延びてしまったりだとか、ついつい報告もなく1時間ぐらいやってしまったとかいう実情はございますけども、やはりそういうのを見逃してはいけないというところは、私どもも認識しておるところでございますが、この辺は、まだ引き続きですね、強化をしていきたいというふうに考えております。私のほうからは以上です。

6番井上 報告の部分はね、問題がないと思うんですよ。やはりそのパワハラ等に該当

するのは、やはりもうこの時間に来ないと、報告できないような時間外勤務をさせられることがですね、やはり先ほどの心身の故障等にもつながるような部分があるのではないかなということ、監査委員のほうの指摘もありますし、労働基準法の遵守、そういうものがですね、そういった部分を助けるのかなというふうに思います。

最後になりますが、そういった時間外の勤務と関連するので、何件か。私もですね、小学生の登校時の交通指導をボランティアでやっています。ただ、そのときにですね、町の職員もすれ違います。朝7時過ぎに。何しに行くんだと言ったらですね、その登校指導、昔は街頭立哨と言いました。それをですね、やりに行くんだと。この内容を聞いてみますと、管理職だけではなく一般職員もやられていると。それもですね、割り振りは通知で来ます…。

議 長 井上議員、時間を回っておりますので、端的にお願いします。

6 番 井 上 通知で来ているということですね、それはもう時間外勤務に該当するのではないかなというふうに思います。それらについての今後の対応、是正方針があればお聞かせをしていただきまして、最後といたします。よろしくお願いいたします。

副 町 長 これを始めたきっかけというのはですね、やはり町民の人とまず近くなろうよというところがありました。その中で、やはり児童・生徒の安全の見守りも含めてですね、率先して挨拶していきましょうというところから、課長会をはじめですね、職員の協力を得てやっているところがございます。それを時間外に充てるかどうかというところもありますけども、スタートはですね、あくまでも職員の中で、そのような時間外ではなくボランティアというんですかね、あとは自分たちのそういう挨拶運動というところをやっていきましょうというところからスタートはしているというところがございます。

議 長 以上で受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。15時10分より再開します。

(14時59分)